

山梨 第24-41号

公 示

次のとおり、公募します。

平成24年4月12日

支払負担行為担当官

山梨労働局総務部長 干飯 雅昭

1 公募内容

- (1) 健康管理手帳所持者に対する健康診断事業で、次の2に掲げる事業。
- (2) 事業の趣旨

がんなど、発病までの潜伏期間が長く、また、発病した場合に重篤な結果を起こす疾病にかかるおそれのある特定の有害業務に従事したことがある離職者の健康管理を図ることを目的とする。

2 事業内容

酸化ビニルを重合する業務又は密閉されていない遠心分離機を用いてポリ塩化ビニル（塩化ビニルの共重合体を含む。）の懸濁液から水を分離する業務に従事していた者に対する健康診断

3 委託事業の実施期間

平成24年5月1日から平成25年3月31日まで

4 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

5 特殊な技術等の条件

山梨県内に所在する医療機関で以下の選定基準等を満たしていること。

- (1) 当該健康診断に関し専門的知識及び経験を有する医師が充員されており、当該医師がその健康診断の実施に当たること。
- (2) 臨床検査技師等当該健康診断に係る検査業務を円滑に遂行するために必要な者が充員されていること。
- (3) 委託する健康診断の種類に応じ、次に掲げる業務に係る健康診断の実施に必要な設備が装備されていること。

ただし、「気管支ファイバースコープ又は気管支鏡」及び「標本染色用器具」(以下「気管支ファイバースコープ等」という。)については、気管支ファイバースコープが装備されていない委託医療機関等による健康診断においても、気管支ファイバースコープ等が装備されている委託医療機関等を紹介することにより、気管支ファイバースコープ等を用いた検査を実施することができる体制を整備しているときは、この限りでない。

- a 顕微鏡
- b 標本染色用器具
- c エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置
- d 気管支ファイバースコープ又は気管支鏡
- e 光電分光光度計
- f シンチグラフィ撮影装置一式
- g 血管造影器具

- (4) (社)全国労働衛生団体連合会の行う総合精度管理事業に参加している等、精度管理に努めていること。

なお、別途、山梨労働局長の定める契約条件に合意できることが、契約に際し必要となること。

また、必要に応じて、上記条件の確認のため、当該医療機関を訪問することがあること。

6 公募内容等の条件を満たす旨の意思表示

この公募内容等の条件を満たしている者で、参加を希望する者は、以下により意思表示を行うこと。

- (1) 意思表示期限 平成24年4月25日(水)午後5時まで
- (2) 意思表示先 山梨労働局労働基準部健康安全課 担当 村田
- (3) 意思表示方法 上記意思表示先へ「健康管理手帳所持者に対する健康診断事業に係る公募内容等の条件を満たす旨の意思表示について」(別紙)を提出し、選定基準等の確認を受けてください。

文書は持参していただくか、郵送の場合は書留としてください。
電子ファイル、ファクシミリでの提出は受け付けません。

- (4) 意思表示様式 意思表示先にて交付します。

7 契約

(1) 委託契約の締結

委託契約は、山梨労働局と選定された者の代表との間で別に提示する委託契約書に基づき締結することとなる。

ただし、契約条件が合意しない場合には、委託契約の締結が出来ないものである。

(2) 委託費の支払

委託医療機関が当該健康診断を実施した月の翌月の15日までに指定の様式で健康診断に要した費用請求を行い、山梨労働局が審査・確定した費用を支払う精算払となる。健康診断費の単価等については「健康管理手帳所持者に対する健康診断実施要綱」によるものとする。

8 再委託の制限

- (1) 委託契約の全部を再委託することはできない。
- (2) 委託契約の一部を再委託（委託契約の目的となる行為を第三者に委託、請け負わせることで、物品費等の支出は含まない。）する場合には、山梨労働局の承認を受けるものとする。

9 その他

(1) 委託手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金

免除

(3) 本事業の公募のために提出された書類の取扱い

- ① 提出された書類は返却しない。
- ② 提出された書類は本事業の公募に関する目的以外には使用しない。
- ③ 作成及び提出に係る費用はすべて応募者の負担とする。

【本件担当の連絡先】

所在地：〒400-8577 山梨県甲府市丸の内1-1-11

担 当：要求部局 山梨労働局労働基準部健康安全課 担当 村田

電 話：055-225-2855

F A X：055-225-2783